

人権教育・啓発関係府省庁連絡会議事務局作成

インターネット上の人権侵害の状況について（報告）

日 時：令和6年8月21日（火）15時30分から16時30分まで

開催方法：オンライン

内 容：インターネット上の人権侵害に関するヒアリング

ヒアリング対象者： 木村 響子 氏

弁護士 清水 陽平 氏

出席者：内閣官房アイヌ総合政策室

警察庁長官官房企画課

警察庁長官官房人事課教養企画室

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

警察庁刑事局捜査第一課

警察庁警備局警備第一課

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

法務省人権擁護局人権啓発課

法務省人権擁護局調査救済課

概要：木村響子氏が代表を務めるNPO法人Remember HANAが全国各地の学校等で行っている講演の内容や、その活動の中で木村氏自身とNPO法人のメンバーが誹謗中傷を受けた経験、誹謗中傷を受けた方から同法人が受けた相談内容を踏まえ、インターネット上の人権侵害の状況について、別添資料を基に御説明いただき、その後、清水弁護士から補足の御説明をいただいた（発言の概要については、以下のとおり。）。

【木村響子氏 発言概要】**1 児童の個人情報の保護**

- ・ 日本には、アメリカの児童オンラインプライバシー法（COPPA）や、EU諸国における一般データ保護規制（GDPR）のような、個人情報の提供についての同意を行うことができる年齢に制限を設ける法律がないた

め、本当に子どもたちをトラブルから守るためにも、法整備が必要。

2 正しさという言葉の危うさ

- 基本計画に「正しい」や「中立」との文言があるが、マジョリティ側（加害者側）から見た中立は、マイノリティ側（被害者側）から見たときに決して中立ではないことに留意することが必要。
- 一般的に、誹謗中傷や差別をする人たちは、ほとんど加害者の自覚がなく、批判と誹謗中傷の境目（グレーゾーン）を独自に判断し、自分たちがしていることは誹謗中傷ではなく、正しい批判だという歪んだ正義感を持っている場合が多い。これは、急速に変化するSNSの時代に司法・立法のルールの整備が追いついていないことに起因するが、今できることとして、「投稿前に今一度考えること」を教育・啓発していくことが重要。

3 加害者のケアの周知、更生プログラムの作成

- 加害者側の中には、基本的なガイドライン等を読んでも自分には当てはまらないと受け止める人が多いと考えられるため、そのような人に気付きを与え、加害者を減らすための啓発活動を行うことが重要。
- 誹謗中傷は、一度発信してしまうと、自分がそれを削除しても、いわゆるデジタルタトゥーとしてインターネット上に残存し、その情報が拡散され続けることにより、後に加害者側にとっても重い責任が降りかかるため、加害者の相談や加害者の更生プログラム作成も必要。

4 被害者のケアの周知、専門カウンセラーの育成

- 誹謗中傷の被害は、実際に被害を受けてみないとわからないという声が多く、善意でされた周囲からの助言（投稿を見ない。気にしない等。）が、かえって被害者を傷付けるケースもあるため、被害者に対するケアの周知や、専門のカウンセラーの育成についても検討が必要。

5 対話とアップデート

- 基本計画の中に、人権問題に関する啓発は、「押し付けにならないよう」との一文があるが、学校での授業等の啓発においては、「誹謗中傷はやめよう」ではなく、「何が誹謗中傷なのか」を一人一人が考えながら、理解を深めていくというやり方が必要。
- 人権啓発を行う者は、日々、人権感覚のアップデートが必要であり、マイクロアグレッションのような小さな差別があることを認識の上、啓発活

動を行うことが重要。

6 人権教育、SNS啓発、外部講師予算の確保

- ・ 学校におけるインターネット上の誹謗中傷に関する授業は、人権に全く興味がない子どもも含め、全員に話ができる有意義な機会である。
教員の方々の負担軽減のためにも、外部講師派遣のための予算の確保も検討していただきたい。

7 教育格差の問題

- ・ 人権の講演に参加する方、授業を依頼する学校は、元々人権に興味・関心があるため、むしろ講演や授業に参加しない層に向けた啓発が必要。
人権教育の格差の是正のためには、人権に関心がない層にも届くような授業が必要。

8 不登校、ひきこもりなどの社会的つながりが薄い人へのアプローチ

- ・ 社会的な繋がりが薄くて、誹謗中傷をしてしまうというケースも見受けられるため、学校や会社における啓発活動に加え、社会的繋がりが薄い人たちへのアプローチも検討いただきたい。

【弁護士 清水陽平氏 補足発言概要】

- ・ 交通事故による外傷などの目で見える分かりやすい被害とは異なり、インターネット上の誹謗中傷による被害は、非常に大きな影響を受けているにもかかわらず、専ら精神的な面に現れるため分かりにくく、罪悪感を持つ加害者は非常に少ない。この辺りの当事者間の大きな認識のギャップの差を埋める作業が必要。